

令和4年度

神戸市密集市街地建物除却事業

地域限定

灘北西部

兵庫北部

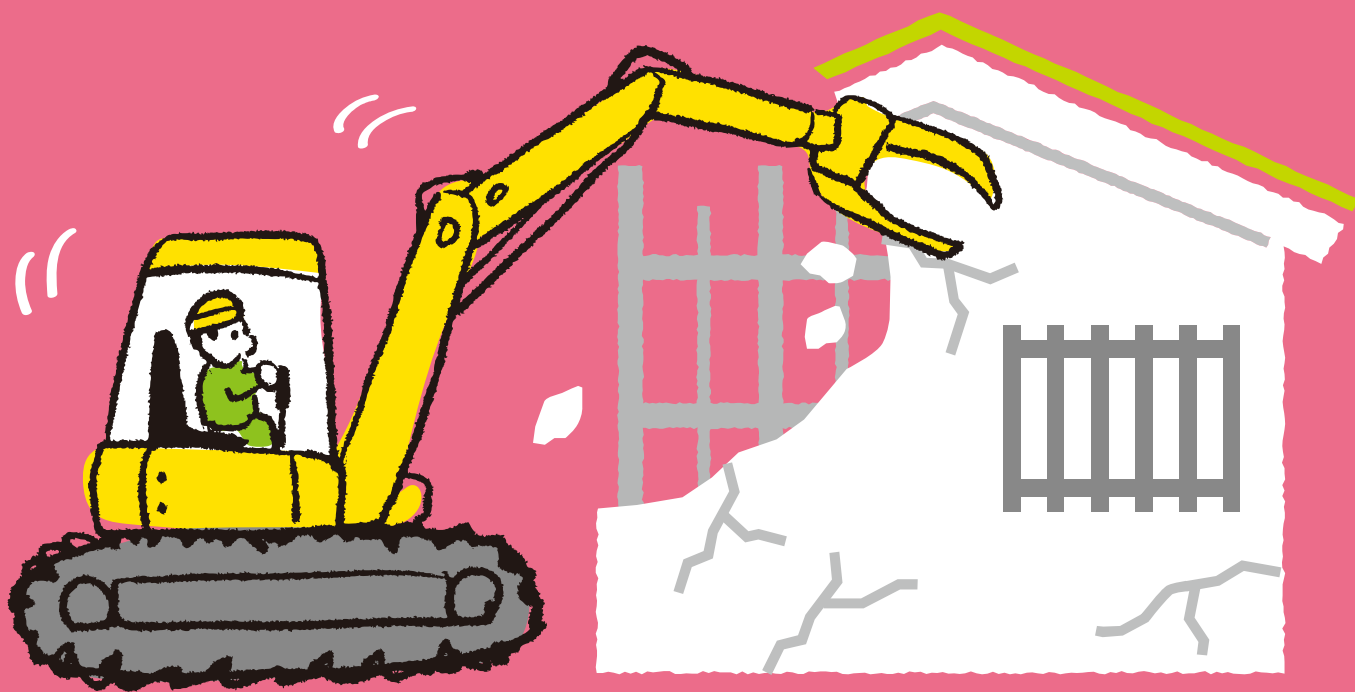
長田南部

東垂水

密集市街地で古い建物を解体するのに

戸建て最大 **128万円** の補助があります。

神戸市では、防災性や住環境に様々な課題を抱える密集市街地において、老朽化した建物の解体に対する補助を実施しています。



申請を希望される場合やご不明な点がございましたら、まずはお電話にてお問い合わせください。



神戸市すまいの総合窓口
すまいるネット

TEL: **078-647-9933**
FAX: **078-647-9912**

〒653-0042
神戸市長田区二葉町5丁目1-1
アスタくにつか5番館2階

受付時間: 10時～17時(水曜・日曜・祝日 定休)

すまいるネット神戸

検索

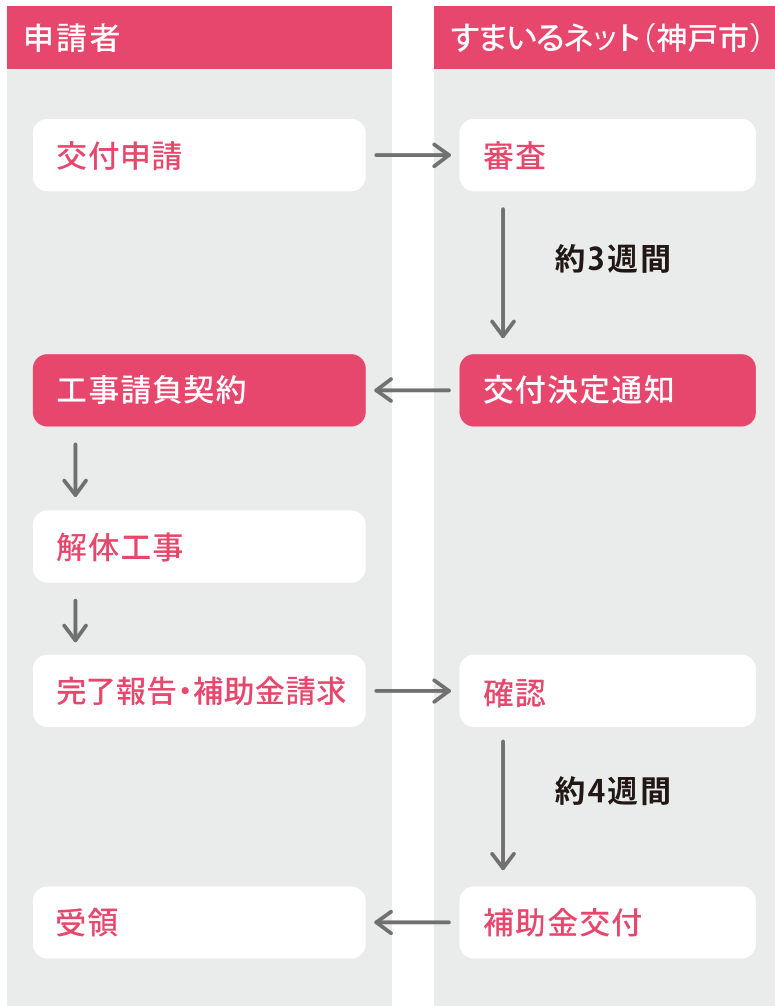
すまいるネット
ホームページ



神戸市密集市街地建物除却事業

対象者	対象建物の所有者 ※法人の申請も可能です。
補助額	解体費用の2/3 戸建形式: 上限128万円 集合形式: 上限256万円 ※その他神戸市が規定する上限あり
申請期間	令和4年2月21日(火)～令和4年12月27日(火) ※予算が無くなり次第終了します。 ※2月21日～3月31日の期間は、工事の契約・着工ができません。
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 解体予定の建物は、対象区域内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造建物であること。 ● 解体後に建築する場合は、準耐火建築物等以上の耐火性をもつ建築物とすること。 ● 解体後の完了実績報告を令和5年3月31日まで提出すること。など

申請の基本的な流れ



※工事請負契約は交付決定通知後に行うこと。
 ※書類の訂正等により、手続きの期間が変わる場合があります。
 ※長屋の部分解体への補助については一定の条件等ありますのでご相談ください。

対象区域

- 灘北西部地区**
 - 赤坂通1～5丁目 ● 天城通1～3丁目
 - 上野通2～6丁目
 - 国玉通1丁目の一部、2～4丁目
 - 倉石通1丁目
 - 五毛通2丁目
 - 水道筋2丁目、3丁目の各一部
 - 中原通1丁目
 - 畑原通1～3丁目、5丁目
 - 福住通1～3丁目 ● 薬師通2～3丁目
- 兵庫北部地区**
 - 石井町1～6丁目 ● 神田町
 - 菊水町4～5丁目、7～9丁目、10丁目の一部
 - 熊野町2～5丁目 ● 山王町1～2丁目
 - 大同町1～5丁目 ● 千鳥町1～2丁目
 - 都由乃町1～2丁目
 - 氷室町1丁目の一部、2丁目
 - 鶴越町
 - 湊川町8～9丁目、10丁目の一部
 - 湊山町 ● 矢部町
 - 雪御所町 ● 夢野町3～4丁目
- 長田南部地区**
 - 腕塚町7～8丁目
 - 久保町3～4丁目、7～10丁目
 - 駒ヶ林町1～2丁目、3～5丁目の各一部、6丁目
 - 庄田町2～4丁目
 - 二葉町2～4丁目、8～10丁目
- 東垂水地区**
 - 泉ヶ丘2～3丁目、4丁目の一部、5丁目
 - 城が山4丁目の一部、5丁目
 - 東垂水2丁目
 - 山手2～6丁目、7丁目の一部